

# 地域主権改革第1次一括法に基づく基準省令の都条例化について

## 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布。以下「第1次一括法」という。）において、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正がなされ、下記2の基準省令について都道府県の条例にて定めることとされた。都道府県等が当該条例を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、同基準を標準として定めるもの、同基準を参酌するものの3類型が設けられており、この基準を定める主な省令が10月7日に公布されたことから、これに従い、都条例及び規則の立案を行う。

## 2 都条例の対象となる基準省令

### <障害者自立支援法関連>

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）

### <児童福祉法関連>

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の基準（仮称。平成23年12月公布予定）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業の基準（仮称。平成23年12月公布予定）



### 3 都条例の対象となる事業等について

#### <障害者自立支援法関連>

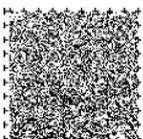
- (1) 障害福祉サービス等  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、  
短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行  
支援、就労継続支援、共同生活援助
- (2) 障害者支援施設
- (3) 地域活動支援センター
- (4) 福祉ホーム

#### <児童福祉法関連>

- (1) 障害児通所支援  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等  
訪問支援
- (2) 障害児入所支援  
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

### 4 条例化する際の基準設定の類型

- (1) 「従うべき基準」  
条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であ  
り、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容  
されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの（人員配置基準、  
居室面積基準及び人権に直結する運営基準等）。
- (2) 「標準」  
法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲  
内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容さ  
れるもの（利用定員に関する基準）。
- (3) 「参酌すべき基準」  
地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、  
異なる内容を定めることが許容されるもの（(1)、(2)以外のその他の設備  
及び運営に関する基準）。

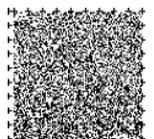


## 5 条例化に当たっての基本的な考え方

- 改正障害者自立支援法施行の円滑な移行や、新体系への着実な移行が求められるほか、障害者自立支援法に代わる総合福祉法への移行も想定される状況で、人員・設備等について都が独自の基準を設けることは、事業者等の不安や混乱を招くおそれがある。このため、障害者サービス等については、現行の国基準の内容を基本とした条例化を図る予定。
- 児童福祉法の改正に伴い、障害児施設等は、現行の障害種別に分かれた施設体系から、通所・入所及び医療の提供の有無により再編される。国では、新たな基準省令において、施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行基準を基本としつつも、障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとするとしている。このため、障害児施設等については、国の新たな基準省令の内容を基本とした条例化を図る予定。
- 条例・規則の構成については、事業等に必要とされる人員、設備及び運営に必要な職員などの基本的な事項を条例に規定し、規則には条例を補完する形で詳細な事項について規定する予定である。

## 6 今後の予定

- 障害者自立支援法関連の省令については、東京都障害者施策推進協議会専門部会へ報告した後、第1次一括法附則で規定されている改正障害者自立支援法の施行期日（平成24年4月1日）に合わせることもできるよ、立案作業を進め、東京都議会へ条例案を提出する。
- 児童福祉法関連の省令については、児童福祉法改正に伴う政省令が本年中を目処に発出される予定であり、児童福祉審議会等の意見聴取に必要な期間を考慮し、平成24年第二回定例都議会に条例案を提出する予定。



◎障害者自立支援法に基づく東京都における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例

条例	規則	省令(現在)
<p>第一章 総則</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第八条 指定居宅介護事業所には、規則で定める必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第〇条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>介護・福祉の質等に深刻な影響を与えかねない基準であるため、条例にのみ規定</p> <p>事業者が遵守すべき事項及び規則への委任関係を明らかにするため、全ての項目を条例に盛り込んだ上で、規則に振り分ける。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p>

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準【居宅介護】

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「標」=標準とすべき基準、「参」=参酌すべき基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
人員基準	従業者	従	常勤換算方法で、2.5以上
	サービス提供責任者		事業規模に応じて1人以上(常勤・専従)
	管理者	従	常勤・専従の者の配置
設備基準	事務室等	参	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画の確保
	設備・備品等		指定居宅介護の提供に必要な設備・備品等の確保
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	従	指定居宅介護事業者は、利用者の申し込みに対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書等にて説明を行い、指定居宅介護の提供の開始について同意を得なければならない。
	契約支給量の報告等	参	契約支給量(提供することを契約した指定居宅介護の量)その他必要な事項について、利用者の受給者証への記載及び市町村への報告をしなければならない。
	提供拒否の禁止	従	正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない、
	連絡調整に対する協力	参	指定居宅介護の利用について、市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に対し、できる限り協力しなければならない。
	サービス提供困難時の対応	参	利用申込者に対し、指定居宅介護の提供が困難な場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を講じなければならない。
	受給資格の確認	参	指定居宅介護の提供を求められた場合は、受給者証により、支給決定の有無、有効期間、支給量等確かめるものとする。
	介護給付費の支給の申請に係る援助	参	支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、介護給付費の支給申請に係る必要な援助を行わなければならない。
	心身の状況等の把握	参	利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	参	指定居宅介護の提供又は提供の終了に際しては、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めなければならない。
	身分を証する書類の携行	参	身分証の携行及び提示
	サービスの提供の記録	参	指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項について、提供の都度記録し、利用者から確認を受けなければならない。
	指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参	利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、直接利用者の便宜を向上させるものであり、支払を求めることが適当であるものに限るものとする。また、金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払理由について書面を交付し、説明を行い、その同意を得なければならない。
	利用者負担額等の受領	参	利用者負担額、法定代理受領を行わない場合の指定障害福祉サービス等費用基準額及び通常の事業の実施地域以外の地域における交通費の受領について。また、支払いを受けた場合について、領収証の交付及び利用者の事前の同意が必要であること。
	利用者負担額等に係る管理	参	指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、利用者負担額等の管理を行わなければならない。
介護給付費の額に係る通知等	参	法定代理受領により介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し介護給付費の額を通知しなければならない。また、法定代理受領を行わない場合は、指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。	
指定居宅介護の基本取扱方針	参	指定居宅介護は、利用者の身体その他の状況及び環境に応じ適切に提供されなければならない。指定居宅介護事業者は、その質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。	

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「標」=標準とすべき基準、「参」=参酌すべき基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
運 営 基 準	指定居宅介護の具体的取扱方針	参	居宅介護従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。 ①居宅介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 ②提供にあたり懇切丁寧に行うこととし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明すること ③介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術でもって提供すること ④利用者の心身、環境等の把握に努め、利用者等に対し適切な相談及び助言を行うこと。
	居宅介護計画の作成	参	サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて居宅介護計画を作成し、その内容について利用者等に説明するとともに交付しなければならない。また、必要に応じて変更を行うものとする。
	同居家族に対するサービス提供の禁止	従	指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。
	緊急時等の対応	参	利用者に病状の急変が生じた場合は、医療機関への連絡等必要な措置を講じなければならない。
	支給決定障害者等に関する市町村への通知	参	指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為により介護給付費の支給を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知しなければならない。
	管理者及びサービス提供責任者の責務	参	管理者は、指定居宅介護事業所の従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。 サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
	運営規程	参	指定居宅介護事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての運営規程を定めなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他運営に関する重要事項
	介護等の総合的な提供	参	指定居宅介護の提供にあたり、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供し、特定の援助に偏ることがあってはならない。
	勤務体制の確保等	参	指定居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	衛生管理等	参	従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めなければならない。
	掲示	参	事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他重要事項について掲示しなければならない。
	秘密保持等	従	業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持するために必要な措置を講じなければならない。また、他の指定居宅介護事業者等に対し利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得なければならない。
	情報の提供等	参	指定居宅介護を利用しようとする者が適切に利用できるよう、実施する事業の内容に関する情報の提供に努めなければならない。
	利益供与等の禁止	参	金品その他の財産上の利益の供与又は收受の禁止
	苦情解決	参	苦情受付窓口の設置及び苦情内容等の記録をしなければならない。
	事故発生時の対応	従	事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その際の状況について記録しなければならない。また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
会計の区分	参	事業所ごとに経理を区分し、事業の会計をその他の会計と区分しなければならない。	
記録の整備	参	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。また、利用者に対する諸記録を整備し、5年間保存しなければならない。	